

中学校の実践モデル

学級数，生徒数の少ない中学校を想定したモデルを示す。

1 校内の支援体制

学習面や行動面などの困難さや生徒指導面などの特別な配慮を要する生徒は，学校の規模にかかわらず在籍している。小規模の中学校の場合は，全校の生徒と教職員が何らかの場面でかかわりがもたれており，生徒一人一人の課題やよさ等に関して教職員間で日常的に共有されていることが多い。そのため，指導方法等について全職員で検討しやすいというメリットがある。

校内の支援体制を検討する際には，このようなメリットを生かし，支援を要する生徒の理解や支援方法等の検討，支援実践が全校体制で進められるように，全教職員参加による「支援検討委員会」を設置し，支援を要する生徒に関する情報共有の場として一層機能化させる。

また，校内に特別支援学級が設置されていない場合，理解や支援に関する専門性については，巡回相談員や地域の通級指導教室担当者等の校外の資源を活用する体制を整えるとともに，校内研修会の充実により，全職員の特別支援教育に関する知識や技能を高めることに努める。

2 支援の具体的な進め方

(1) 気になる生徒への気付き

学級活動や授業中，部活動，委員会活動，休み時間などの様子やテスト結果など，学校生活の中で気になる生徒については，日常的に学級担任やコーディネーターに全教職員が連絡し合う体制をとる。その上で，生徒の困難さの状況に応じて，更に客観的に把握していくための「気付きのためのチェックリスト」の活用や諸検査結果，ノートや生活記録などの資料を準備し，支援検討委員会を開催して状況理解や背景要因，支援方法等に関する検討を全教職員で行う。

生徒理解に当たっては，「書く」，「読む」などの活動の苦手さといった認知的な要因や家庭状況等の生活環境的な要因など様々な側面が考えられる。全教職員のもつ様々な専門的視点から意見を出し合うとともに，巡回相談員等へも情報を提供し，意見や助言を得るようにする。

学校によっては，生徒は小学校，中学校と同一の生徒集団で学校生活を過ごしている場合もあり，その中で確立された生徒相互の固定的な評価が，学習意欲や活動意欲の低下を生じさせている場合もある。支援に当たっては，生徒の課題改善だけでなく，よさの伸長や集団内での承認を促し，自己評価を高めることに努める。

(2) 校内資源の開発と具体的な支援方法

ア 校内資源の開発

学校では，「すべての教職員がすべての生徒」を指導・支援していくことを確認し，支援検討委員会で意見を出し合う取組を進める。その過程において，生徒理解の在り方や理解に基づい

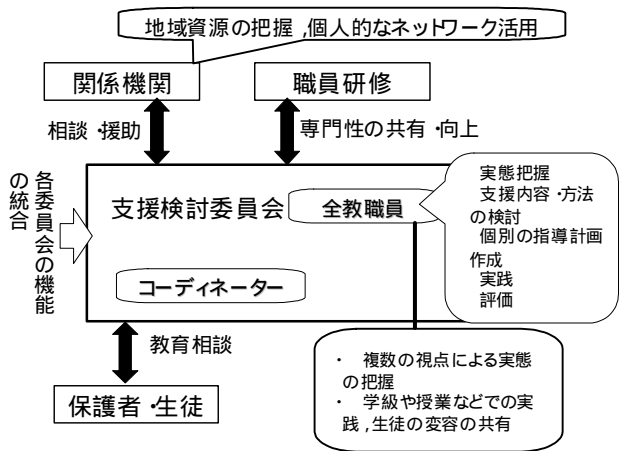


図1 学級数，生徒数の少ない中学校の支援体制

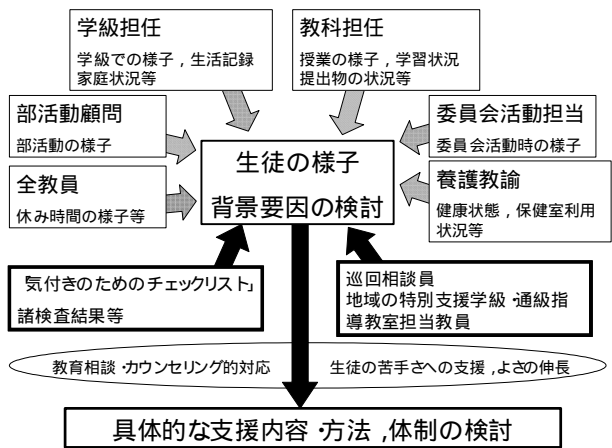


図2 支援検討委員会による検討

た支援方法等について意見を交換し合うとともに、各教員の取組の成果や課題を報告し合うことで、教職員全体の意識の向上や支援力の向上を図る。

また、同時に巡回相談員等との連携により、支援を進める過程で生じる教職員の課題に即した校内研修の充実を図り、より専門的で課題に直結した必然性の高い知識を得るようにする。そのため、巡回相談員や通級指導教室担当者等への相談や連絡を細やかにこなうようにする。

イ 具体的な支援内容や方法

< 授業での支援 >

授業中の個別的な支援を充実させていくために、学習活動を工夫し、一斉指導やグループ学習、個人学習を組合せ、指導や支援の個別化を図る。また、教室の広いスペースを生かして、教室内にグループ学習スペースや個別学習スペースを設け、集中して課題に取り組めるような学習環境設営を工夫する。

あわせて、校内の教職員が「一人一人の分かりやすさ」や「学習のしやすさ」を視点に、お互いの授業を自由に参観し合い、支援のヒントを検討したり、共有したりできるようにする。

< 個別指導体制 >

生徒の実態によっては、個別指導の体制を検討しなければならない場合があるが、その際、校内の様々な資源の有無を考慮して体制を検討する。

(ア) 教職員の授業のない時間を調整し、個別の時間割を設定する。

授業等のない時間の中から、支援可能な時間を出し合い調整する。また年度当初、個別指導の必要な時数が分かっている場合は、個別指導の時間も時間割編成に組み込んで時数調整する。担当する職員が複数になる場合もあることから、それぞれの担当時間の内容や方法は事前に支援検討委員会で月計画を立てておき、担当教員の負担軽減や支援の継続性が図れるようにする。

(イ) 全校体制による個別的な支援の時間を創設する。

「すべての教職員ですべての生徒に」の視点で、基礎学力の向上や集団づくりなどを目的として学習や諸活動の時間を全校的に設けて、全教職員体制により支援する。

- ・ 「チャレンジタイム」…朝15分間程度の全校生徒が取り組むドリル学習の時間を設け、全教職員で対応するとともに、必要に応じて個別指導を行う。
- ・ 「学び合いの時間」…相互に教え合い、学び合う学年を解いた縦割り学習の時間を設定する。全職員が対応し、個別指導やグループ指導も行う。
- ・ 「オープン教室」…放課後等の時間を活用し、生徒の質問や課題に応じた学習への対応を教員が交代して行う。

(3) 地域資源等の活用

校内資源が人的・物的に不足する場合、近隣地域の資源を把握し、校内支援への活用や専門的情報の提供等の可能性を検討する。また、図5のような校内の教職員のもつ個人的なネットワークを生かして、資源としてつなぎ、生徒への支援に活用することも考えられる。

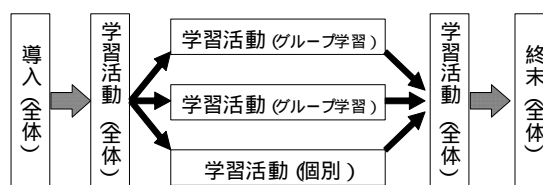


図3 集団と個別の学習活動の展開

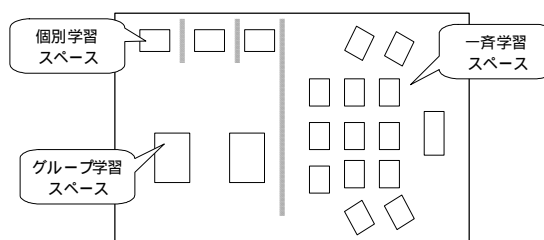


図4 教室の学習環境



図5 諸資源の活用

高等学校の実践モデル

高等学校においても、ある特定の教科が非常に苦手であったり、学習意欲が低く授業についていけなかったり、コミュニケーションがうまくとれず対人関係がうまく築けなかったりする生徒がいる。

平成19年4月の学校教育法の一部改正により、高等学校でも教育上特別の教育的支援を必要とする生徒に対し、学习上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこととされた。高等学校においても、特別支援教育についての理解を深め、校内の支援体制を整えるとともに、具体的な支援を進めていくことが求められている。

1 校内の支援体制

(1) 校内支援委員会の設置

特別な教育的支援が必要な生徒を正しく理解し、個々に応じた適切な支援に全校的に取り組むために、校内支援委員会を設置する。

校内支援委員会は、新設の観点から考えるのではなく、既存の会（生徒指導委員会や心の健康推進委員会、不登校対策委員会など）に、その役割を組み込み、「校内支援委員会」として設置する。校内支援委員会の機能は、全体の企画・推進・連携に係る内容とし、具体的な支援や保護者、生徒との相談等については、教育相談係等の分掌部や学年、学科、教科部などが連携しながら進めていく。構成は、上のメンバーとする。

(2) コーディネーター

コーディネーターは、生徒に関する多様な課題を考慮し、課題への担当ごとに複数を指名する。

2 支援の具体的な進め方

高等学校においては、全教職員の理解の下、校内支援委員会を中心として関係分掌部や学年・学科等が組織的に機能を分担し取り組む。

(1) 全教職員の共通理解

校内支援委員会と連携し、研修部（係）が中心となって、地域の特別支援学校や総合教育センターに外部講師を依頼して、右のような内容について計画的に研修を実施し、教職員の特別支援教育への理解を深めるようにする。

また、職員会議の時間に毎回10分間は、特別支援教育についての情報を提供する時間を設ける。

(2) 実態把握から支援の決定

校内で、特別の支援が必要な生徒がいるかどうかを、全校生徒を対象に実態把握する。実態把握については、中学校や家庭からの情報収集や日ごとの学習状況、成績、日頃の行動観察を基に、どの部分に最も困難さを感じているのか整理し理解するスクリーニング質問紙（高校生用）を利用する。

これらの結果を分析し、学年や学科等で支援の必要性や支援の方法を検討する。支援の方法については、次の二つが考えられる。

集団指導の中で学級担任、教科担任が配慮する。 個別の指導の時間を設ける（放課後等）。学年会等で仮決定した支援方針や方法については、校内支援委員会に報告するとともに、各学年

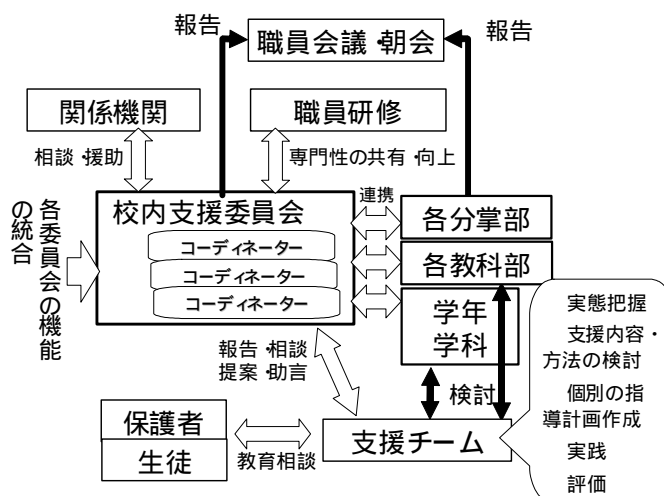


図1 校内支援委員会を中心とした組織

校内支援委員会構成メンバー

校長, 教頭, コーディネーター（複数名）, 教務主任, 生徒指導主任, 進路指導主任, 保健主任, 養護教諭, 教育相談係, 該当学級担任

校内研修会の内容例

発達障害に関する基礎的知識及び理解
実態把握の方法と生徒理解
認知特性に応じた具体的な支援の在り方
事例研究
校内支援体制の構築（校内外の資源の活用を含む）

等の教育相談係会のメンバーを中心に支援チームを構成し、保護者や生徒との教育相談等を重ね、本人の困難さ等について支援をしていく。また、スクールカウンセラーの協力も得るとともに生徒の認知特性を把握して、客観的に具体的な支援の在り方を検討する。そのためには、WISC - ¹ やWAIS - ² , DN - CAS ³ などの検査を行う。検査を自校で行うことが困難な場合は、特別支援学校等に依頼して実施する。

(3) 生徒指導部の取組

学期に1回程度の定期的な教育相談週間を設置し、生徒の心の声に耳を傾けるようにする。その中で、発達障害との関係から支援が必要と思われる生徒については、スクールカウンセラーとの連携を図ったり、総合教育センターとの連携を図ったりするとともに、緊急に共通理解が必要となる事柄については、職員朝会を活用し、全教職員への情報提供や共通理解を図る。

また、校内に生徒の心理的な安定を図るための部屋を設置し、情緒的に不安定なときや緊張の高まったときなど誰でも使えるようにする。部屋の中は間仕切りをした小さなコーナーをいくつか設定したり、観葉植物や花を置いたりして、くつろげる空間づくりをする。

(4) 進路指導部、保健部の取組

対人関係に問題のある生徒が増える傾向にある中で、インターンシップや職場実習を活用するなどして、すべての生徒に自己理解、他者理解を促し、生徒自身が適切な進路を決定していける取組を計画的に進める。また、必要に応じて発達障害者支援センターや障害者職業センターなどの関係機関との連携を図り、必要な情報を収集し、生徒自身が自分の適性や希望に応じた進路選択が可能となるような情報提供、相談を行えるようにする。

人とのかわり方を学ぶ必要のある生徒に対しては、放課後等を利用して自分の得意な面、苦手な面などを自覚したり、苦手な面にどう対処するかといったことを学んだりするソーシャルスキルトレーニングを実施する。また、全校生徒を対象にして、ロングホームルームの時間を利用したストレスマネジメント ⁴ を学ぶ時間を設け、イライラしたときの対処法や対人関係での問題の解決法などを体得していくようにする。

(5) 教科部の取組

特別な教育的支援を必要とする生徒の中には、読みや書き、計算などが極端に苦手であったりするなど、学習面で困難をかかえている生徒もいる。そこで、生徒の教科面の実態把握を基に、教科部ごとに習得が困難な状況の背景要因等について検討し、(2)の検査で明らかになった認知特性に応じた学習方法を取り入れ、放課後等に必要となる生徒を対象として学習指導を行う。

3 関係機関との連携

中学校との連絡会において、特別な支援が必要な生徒については、個別の指導計画や指導記録を引き継ぎ、支援に生か

関係機関

出身中学校、近隣の特別支援学校、発達障害者支援センター、精神保健福祉センター、総合教育センター、障害者職業センター、ハローワーク、医療機関、福祉、大学、専門学校など

していくとともに、必要に応じて旧担任との情報交換の時間を特別に設定する。また、上のような関係機関と積極的に連携を図っていく。特に、特別支援学校とは、巡回相談を利用し、学校での生徒の様子を実際に観察してもらい、障害の理解や指導方法についてのアドバイスを得るようにする。なお、適切な自己理解の促進の必要性や本人の困難さの状況によっては、十分な教育相談を重ねた上で、発達障害者支援センターや医療機関への相談が有効な場合もある。

卒業後の就労に関して、障害者職業支援センターと連携し、職業準備支援などを利用し、職場への適応を図ることも考える。

1 5歳～16歳11か月を対象とし、知的発達水準や個人内差を分析し、支援方法検討の資料となる個別知能検査

2 16歳以上を対象とした個別知能検査。WISC - と同様に個人内差を明らかにできる。

3 5歳～17歳11か月を対象とし、認知機能の特徴をとらえて、指導に生かすための心理検査

4 自分のストレスの原因や反応について知り、それを抑制するためのリラクゼーション法を習得する。